

平成27年(ワ)第1943号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人 消費者機構日本

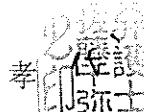
被告 株式会社伸栄

## 証 抱 説 明 書

平成27年6月5日

横浜地方裁判所第4民事部 御中

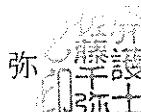
原告訴訟代理人弁護士 佐々木 幸



同 谷 合 周



同 佐 藤 千



書証番号	証拠の標目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲1	適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書	原	H25.8.22	消費者庁長官阿南久	原告が消費者契約法13条に基づいて認定された適格消費者団体であること。
甲2	会員契約書	原	24.5ころ	被告	クリーニング ハウスアップル10Sマート店で用いられた会員契約書に「クリーニング 表示のない商品・製造元が不明な商品は保障できません。」「商品の保証は

					いかなる場合でもクリーニング料金として頂いた金額の10倍までとさせていただきます。」との条項があること。
甲3	アップルメンバーズ カード・やまか 店	原	26. 7. 17	被告	クリーニングハウスアップルのやまか店が会員に交付したメンバーズカードに「商品の保証はいかなる場合でもクリーニング料金の10倍までとさせていただきます。」「クリーニング表示のない商品・製造元が不明な商品は保障できません。」と記載されていること。
甲4の1	アップルメンバーズ カード・フート・ワ ン店	原	26. 7. 13	被告	クリーニングハウスアップルのフート・ワン店が会員に交付したメンバーズカードに「クリーニング表示のない商品・製造元が不明な商品は保障できません。」と記載されていること。
甲4の2	アップルメンバーズ カード・ダイ-綾 瀬店	原	26. 7. 13	被告	クリーニングハウスアップルのダイ-綾瀬店が会員に交付したメンバーズカードに「クリーニング表示のない商品・製造元が不明な商品は保障できません。」と記載されていること。
甲4の3	アップルメンバーズ カード・中央林 間店	原	26. 7. 17	被告	クリーニングハウスアップルの中央林間店が会員に交付したメンバーズカードに「クリーニング表示のない商品・製造元が不明な商品は保障できません。」と記載されていること。
甲4の4	アップルメンバーズ カード・マルエツ大 和中央店	原	26. 7. 17	被告	クリーニングハウスアップルのマルエツ大和中央店が会員に交付したメンバーズカードに「クリーニング表示のない商品・製造元が不明な商品は保障できません。」と記載されていること。

甲5の1	お預り票	原	26.7.17	被告	クリーニングハウスアップルのやまと戸塚店、やまと大和店、橋戸店、ローゼン深見台店が顧客に交付するお預り票に「商品の保証はいかなる場合でもクリーニング料金として頂いた金額の10倍までとさせていただきます。」と記載されていること。
甲5の2	お預り票	原	26.7.13	被告	クリーニングハウスアップルの綾瀬店、マルエツ上土棚店、海老名店、D綾瀬店が顧客に交付するお預り票に「商品の保証はいかなる場合でもクリーニング料金として頂いた金額の10倍までとさせていただきます。」と記載されていること。
甲5の3	お預り票	原	26.7.17	被告	クリーニングハウスアップルの林間モール店、つきみ野店、中央通店、中央林間店が顧客に交付するお預り票に「商品の保証はいかなる場合でもクリーニング料金として頂いた金額の10倍までとさせていただきます。」と記載されていること。
甲5の4	お預り票	原	26.7.17	被告	クリーニングハウスアップルの福田店、桜ヶ丘駅東口店、代官店、ローゼン深見台店が顧客に交付するお預り票に「商品の保証はいかなる場合でもクリーニング料金として頂いた金額の10倍までとさせていただきます。」と記載されていること。
甲6	写真撮影報告書	原	26.7.3	弁護士佐藤千弥	クリーニングハウスアップルグランダ綾瀬店の店頭にある「お客様へ」という貼り紙に「クリーニング表示のない商品・製造元が不明な商品は保証できません」「商品の保証はいかなる場合でもクリーニング料金として頂いた金額の10倍までとさせていただきます。」と記載されていること。

					ます。」との記載があること。
甲7	質問書	写	24. 9. 3	原告会長 青山俊、 理事長羽 賀唯史	原告が被告に対して本件記載②の「保障」「商品の保証」の趣旨、「保証」と「保障」をなぜ使い分けているのかについて質問したこと。
甲8	PIONET情報	原		国民生活 センター	<p>被告が、本件記載②を、顧客が実際に蒙った損害がクリーニング料金の10倍を超える場合であっても、10倍を超える部分のクリーニング業者の損害賠償義務を免除する趣旨で運用していること。</p> <p>相談事例中No00000021, 00000025, 00000045, 00000050, 00000058, 00000070が、被告が本件記載について10倍を超える部分のクリーニング業者の損害賠償義務を免除する趣旨で運用している旨を消費者に積極的に伝えて損害賠償義務を免れようとしていることを示す事案である。また相談事例No00000014, 00000035, 00000048, 00000049, 00000053, 00000061, 00000074, 00000084, 00000093, 00000097は本件記載から、被告が損害賠償義務を限定しようとしているのではないかと消費者が疑念を感じているとみられる事案である。</p> <p>なお、神奈川県下の消費生活センター以外で受け付けた事案（相談事例00000007, 00000009, 00000017, 00000020, 00000021, 00000023, 00000040, 00000065, 00000088, 00000095, 00000096）</p>

					098) は、被告事業者の事業展開地域での苦情とは特定できないことから、他の事業者の事案である蓋然性が高い。
甲9	申入書	写	25. 2. 13	原告	平成25年2月13日付で、原告は被告に対し、本件記載は、消費者契約法第8条第1項第1号ないし同第4号及び同法第10条に触し、無効であるとして削除を求める旨の申し入れを行ったこと。
甲10	差止請求書	原	27. 3. 13	原告	平成27年3月13日付で、原告は、被告に対し、「差止請求書」と題する書面で申入れ及び請求をしたこと。
甲11	郵便物等配達 証明書	原	27. 3. 14	日本郵便 株式会社 大和郵便 局	差止請求書が被告に配達されたこと。